

機械設備工事特記仕様書	
1 工事名称	医療センター ボイラー改修工事
2 工事場所	三重県亀山市亀田町466-1
3 建築概要	本館棟 鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 6,980.19㎡ 消法令の適用 6項イ
4 適用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）最新版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）最新版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）最新版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針最新版」 国土交通省国土技術政策総合研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針最新版」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり、取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおり施工することと将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 1) 工事書類 : ・施工計画書 ・打合記録 ・材料搬入報告書 各1部ずつ ・施工要領書 ・工程表 ・安全・訓練実施記録 ・機器明細図 ・工事日報 ・品質確認書類 ・工事写真(データ) 等 2) 工事完成図書-完成図(製本3(原寸1部、A3(見開き)2部)・施工図(製本1部) ・機器完成図(ファイル等2部) ・保守に関する説明書(取扱説明書・保証書) 2部 ・機器性能試験成績書 2部 ・総合調整測定表(試験結果・測定結果等) 2部 ・官公署届出書類控、検査済証 2部 ・出来形確認書類 2部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は當繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真簿、工事完成図書編)に基づき電子納品すること。 ※ 工事写真は當繕工事写真撮影要領(平成24年版)に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。 (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているため、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行うこと。 2) 防火対象物使用開始届については、書類の作成(機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述)を行うこと。 (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) ・ 基礎寸法 ・水平・垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ (6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■ 適用しない (7) 耐震安全性の分類 構造体(Ⅰ)類 建築非構造部材(A)類 建築設備(甲)類 (8) 機器の地震力(主要機器) 機器名 ボイラー 設置階(1階) 設計標準震度Ks( 地域係数 (1.0) 水槽類 設置階( ) 設計標準震度Ks( 地域係数 (1.0) その他監督員が指示するもの (9) 冷媒(フロン類)の回収 □適用する □適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.1.2.0により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収工程管理表 ・特定家庭用機器廃棄物管理表(家電リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行うこと。 パッケージ空気調機機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

◆(10) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの ( ) 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物 ( ) 処理方法 ( ) 3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他 ( ) 4) 再資源化を図るもの ( □アスファルトコンクリート塊 ■セメントコンクリート塊 □建設発生木材 ) 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。(マフコ法、B2、D、E票を提示すること。)
◆(11) 電気保安技術者 ■ 適用する □ 適用しない
◆(12) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ■一部に日、日曜日、祝祭日施工あり □指定なし ( ボイラー設置は平成30年6月頃 ) 2) 施工可能時間帯 ■指定なし □指定あり ( 時 ~ 時 )
◆(13) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■指定なし □指定あり ( 平成 年 月 日 )
◆(14) 仮設工事 構内既存の施設 1) 便所 □ 利用できる ■ 利用できない 2) 工用水 □ 利用できる(有償) ■ 利用できる(無償) □ 利用できない 3) 工用電力 □ 利用できる(有償) ■ 利用できる(無償) □ 利用できない ※本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 ◆(15) 足場 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種(枠組足場) □ B種(単管本足場) □ D種(移動式足場) 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり専用足場方式により行うこと。 ◆(16) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿(最新版)及び別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: ) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル看板製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリエード・看板・標示板・ガードフェンス、石こう板'、( )
(17) 建設副産物 新築増築の延べ面積が500㎡以上の工事、及び修繕または模様替えは受注額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬入がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書(実施書)」「建設資材を搬入する場合」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」「建設副産物を搬出する場合」を施工計画書に縦じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後には「再生資源利用計画書(実施書)」「建設資材を搬入した場合」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」「建設副産物を搬出した場合」を作成し、監督員に提出すること。 計画書(実施書)の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて提出すること。 (18) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計を超えて請求することはできない。 (19) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 (20) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にのり回復すること。 (21) 総合評価方式 総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。)において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。 また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。 なお、貴社が特定J V、経常J Vの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。 (22) 市内企業優先使用 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。 (23) 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号)を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者

に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。 ◆(24) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2) 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 ◆(25) 火災保険等 亀山市建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加えし、その加入証券等を提示しなければならない。 ①保険の目的物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む) ②保険の加入期間 工事事後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③保険金額 原則として請負金額に相当する金額 ◆(26) 工事目的物の部分引渡し等について ■ 部分引渡しあり □ 部分使用あり ・指定部分( ) ・時期(新規ボイラー設置後 ) ◆(27) 埋蔵文化財調査 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 □ 発掘調査等の実施あり ■ 発見された場合、発掘調査等の実施あり ◆(28) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両(資機材等の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等にも同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。 ◆(29) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 6 工事種目 給排水衛生設備工事 (2) 屋内給水設備工事 (4) 屋内排水通気設備工事 (7) 給湯設備工事 (11) その他工事種目 7 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとく量水器以降を工事範囲とし、受水槽、揚水ポンプ、高業水槽による重力給水方式により、所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10kgf/cm <sup>2</sup> とし、高業水槽以降については、JIS 5kgf/cm <sup>2</sup> を使用する。 (3) 屋内排水通気設備工事 本工事は汚水、雑排水を分流式(又は合流式)により屋外樹に接続放流する。 (6) 給湯設備工事 ガス湯沸器(又は電気温水器)による局所給湯方式(温水ボイラーによる中央給湯方式)とし、図示の各所に給湯する。 (7) LP(都市) ガス設備工事 LP6集合装置(都市ガス供給)により図示の各所に配管供給する。 ホースロックは、逆流防止機構(ヒューズ)付きとする。
--

8 総合調整 (1) 風量調整 □ 適用する ■ 適用しない (2) 水量調整 □ 適用する ■ 適用しない (3) 室内外空気の温度測定 □ 適用する ■ 適用しない (4) 室内外空気の湿度測定 □ 適用する ■ 適用しない (5) 室内気流及びびじんあいの測定 □ 適用する ■ 適用しない (6) 騒音の測定 ■ 適用する □ 適用しない (7) 飲料水の水质の測定(水道法施行規則第10条による水质検査) □ 適用する ■ 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。 ※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。 (8) その他( ) □ 適用する ■ 適用しない (9) 工事細目 (1) 配管材料	
■ 給水管	■水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般:SGP-VA、VB 地中:SGP-VD) □フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般:SGP-FVA、FVB 地中:SGP-FVD) □水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中:H1VP) □水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中:PE) 地中埋設管VDは、取出し位置のGL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。 継ぎ手はコア内蔵型とする。 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。
□ 雑排水管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □土間:硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □土間:リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 通気管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 □耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 汚水管	□排水用塩ビライニング鋼管 WSP 042 同土MD継ぎ手 MDJ 002 □土間:硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □土間:リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※25A以下はVP、150A以上はVUとする。 □耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 鉛管	□排水用鉛管 SHASE-S203
□ 給湯管	□水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般:SGP-HVA 地中:内外面耐熱性硬質塩ビライニング鋼管) □一般配管用ステンレス鋼鋼管、配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G 3448、JIS G 3459)
□ ガス管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □土間:塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中:PE) ※地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。 (注)都市ガスの場合、ガス管欄を供給業者の仕様と適応修正のこと。
□ 消火管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) 地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。
□ 屋外埋設排水	□硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □コンクリート管(プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1類水路用遠心力鉄筋コンクリート)
□ 冷温水配管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □耐熱塩ビライニング鋼管 JWWA K 140 (一般:SGP-HVA)
□ 冷却水管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般:SGP-VA、VB) □フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般:SGP-FVA、FVB)

## 亀山市

日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
		医療センター ボイラー改修工事	機械設備工事特記仕様書 1	A2: -	M-O 1

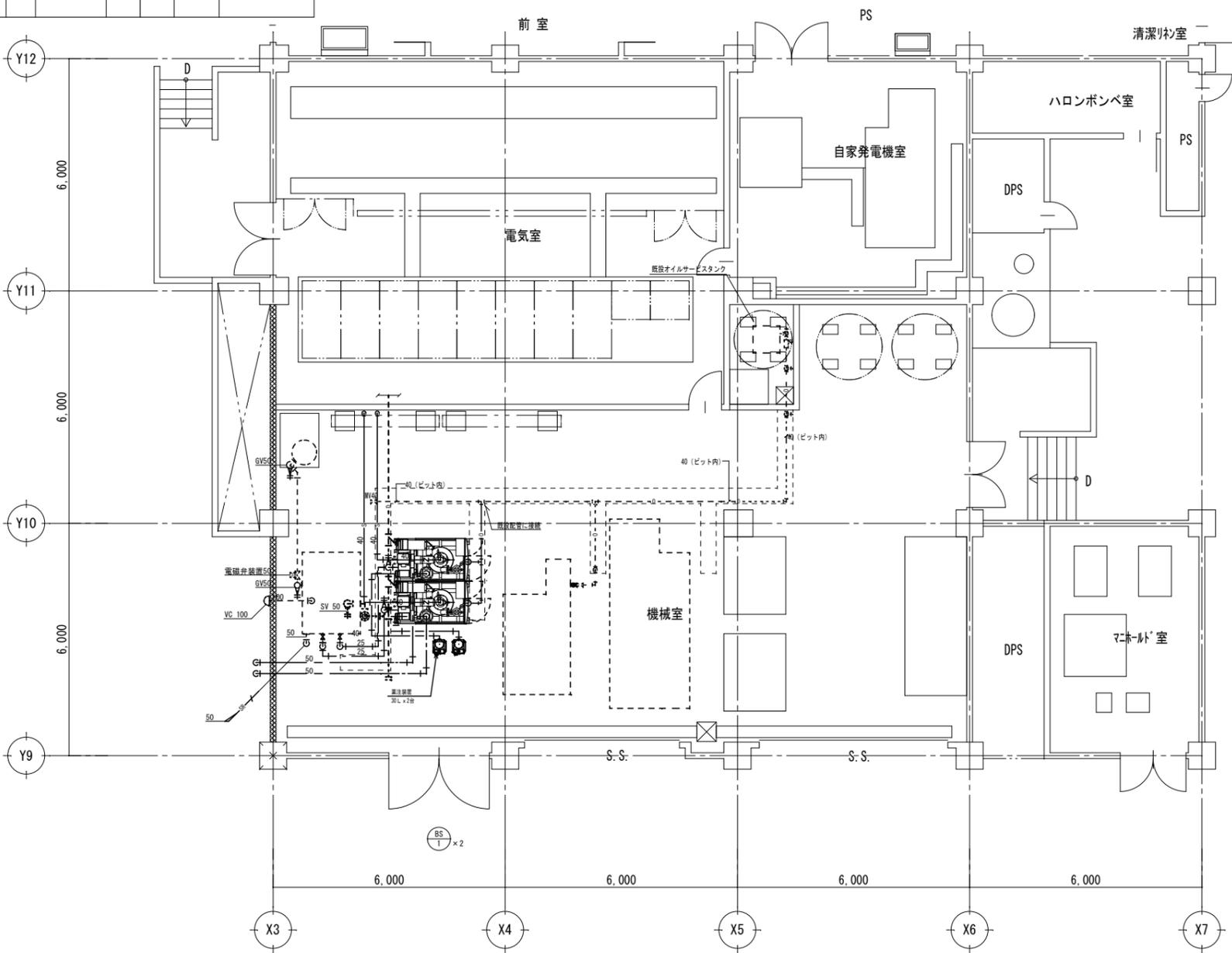


新設機器表

記号	機器名	機器仕様	電源 (50Hz)			台数	設置場所		備考
			φ	V	所要電力 KVA		設置階	室名	
BS 1	蒸気ボイラ	型式：簡易貫流ボイラ 換算蒸発量：1,000kg/h 実際蒸発量：839kg/h 最高使用圧力：0.98MPa 電熱面積：4.9㎡ 灯油消費量：54.6kg/h 付属品：感震装置(本体組込)、制御盤 :薬注装置(30Lタンク付・電磁式ポンプ)×2 :給水流量計(現場直読式)、燃料流量計(現場直読式) :台数制御システム	3	200	10.9	2組	1階	機械室	川重冷熱KF-1000AE 同等以上

凡例

図示記号	名称	材質
— — — —	給水管	SGP (VD) : 塩化ビニルライニング鋼管
— — — —	排水管	SGP : 配管用炭素鋼鋼管 (白)
— S — —	蒸気管	SGP : 配管用炭素鋼鋼管 (黒)
— 0 — —	油 管	SGP : 配管用炭素鋼鋼管 (黒)
— - - - -	排気管	SGP : 配管用炭素鋼鋼管 (白)
	撤去	
	新設	
	既設	



1階機器室 平面図詳細図

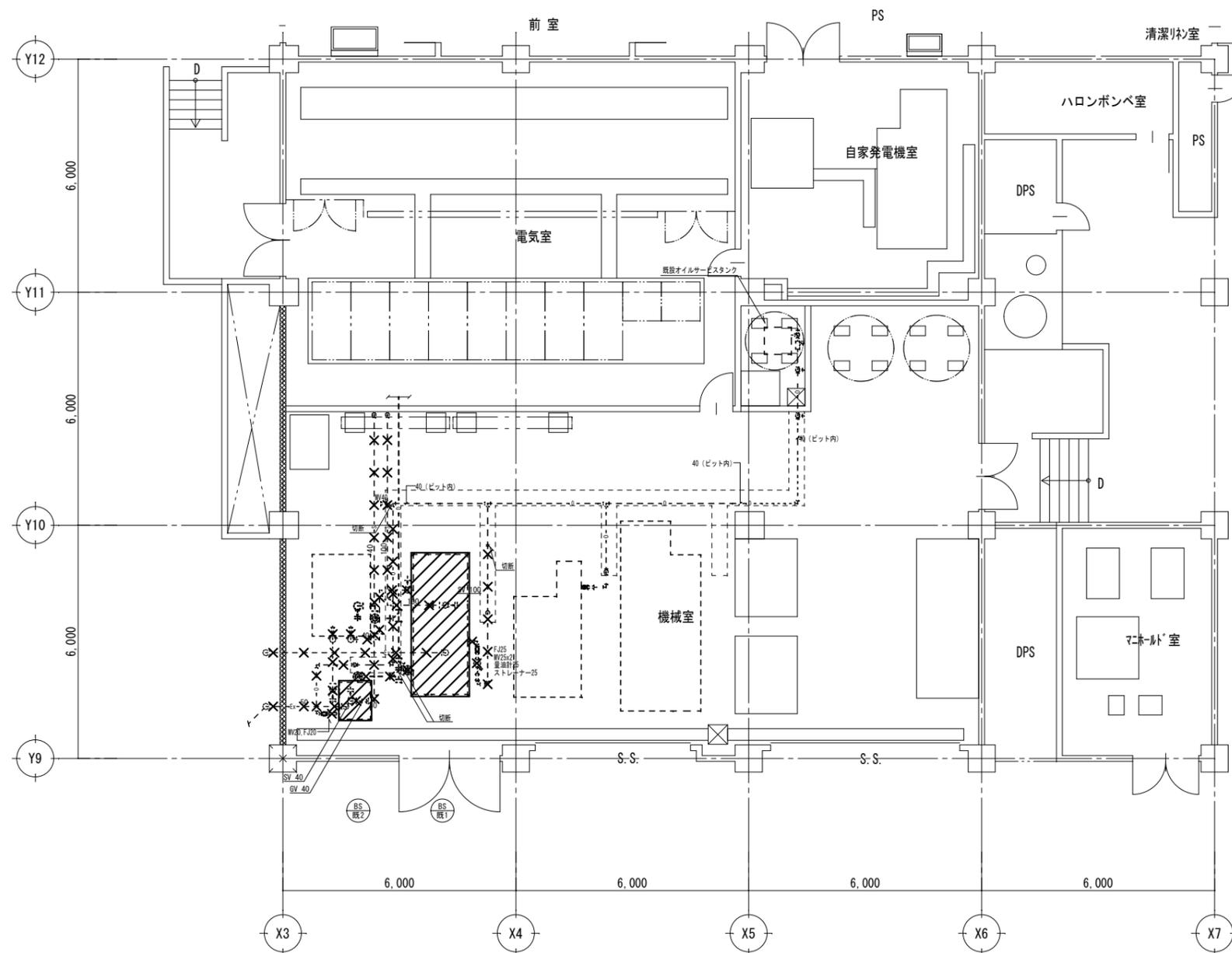
亀山市

日付	備考

工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
医療センター ボイラー改修工事	機械室 詳細平面図 (改修)	A2 : 1/100	M-O 3

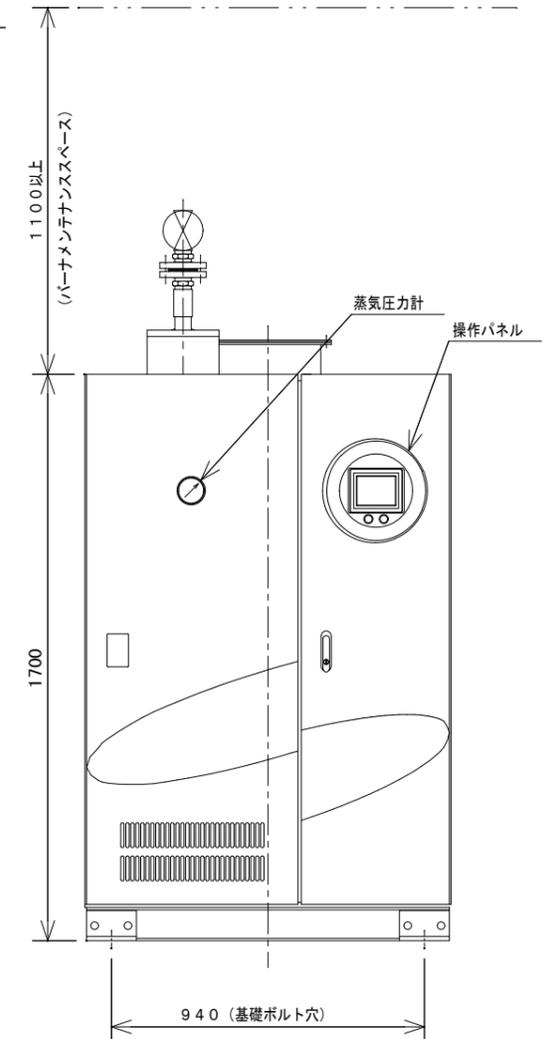
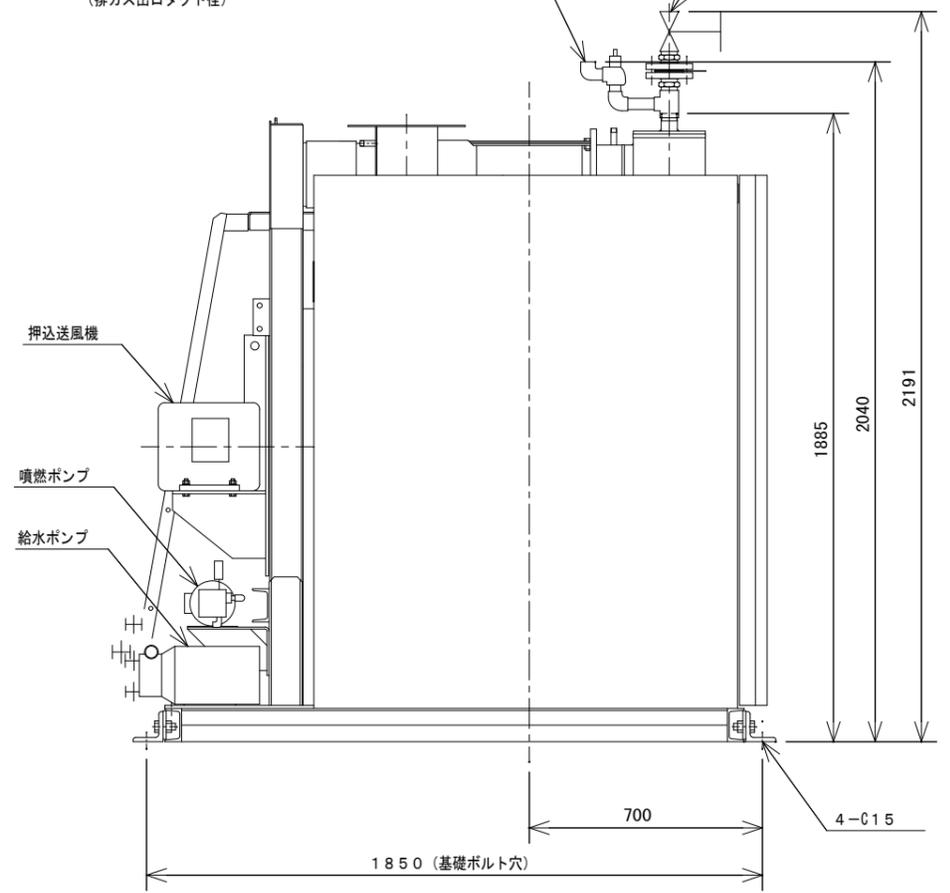
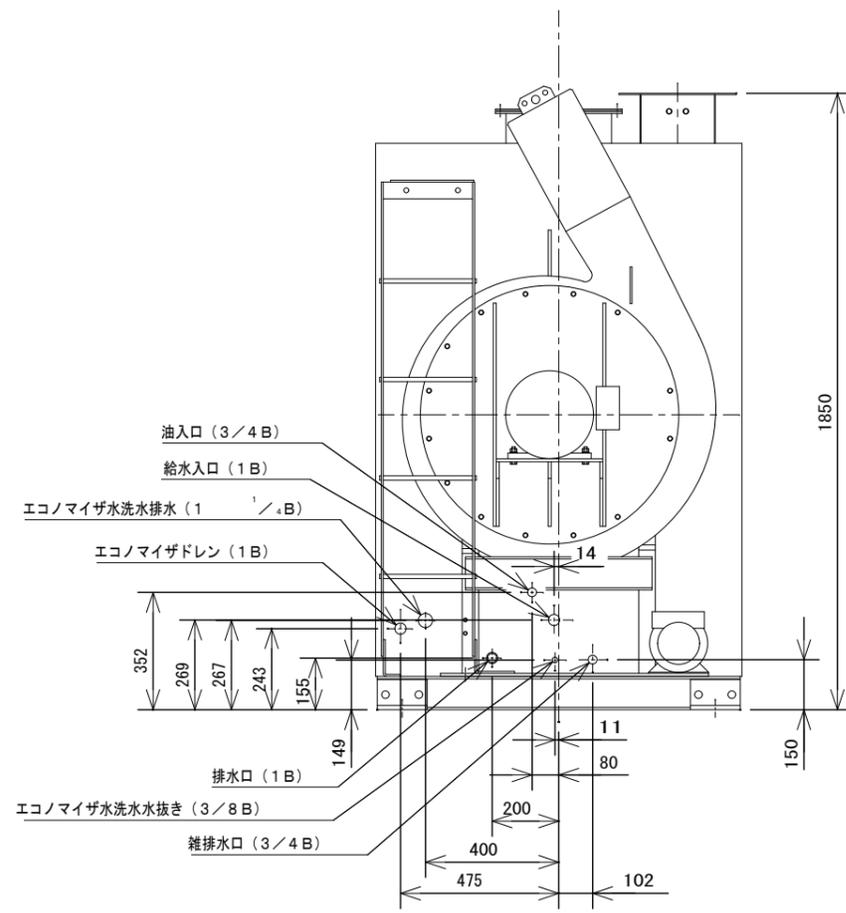
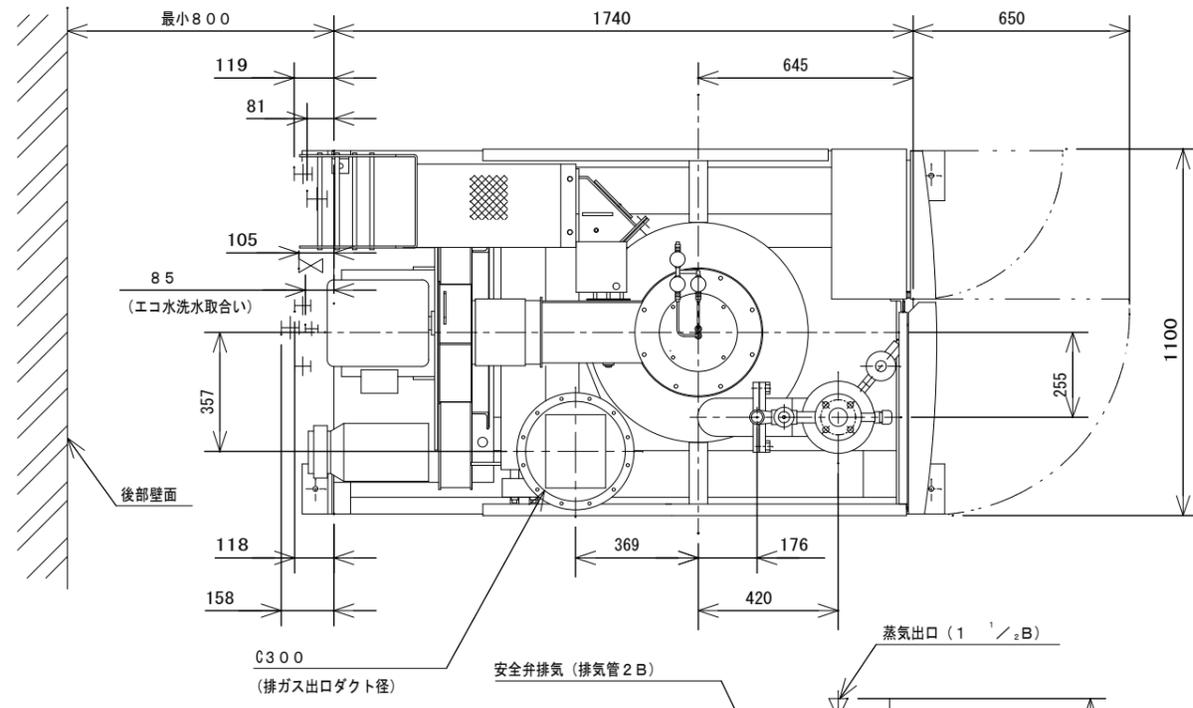
撤去機器表

記号	機器名	機器仕様	電源 (50Hz)			台数	設置場所		備考
			φ	V	消費電力 kW		設置階	室名	
BS 既1	蒸気ボイラ	型式：灯油焚貫流ボイラ 換算蒸発量：2,400kg/h 実際蒸発量：2,000kg/h 最高使用圧力：10kgf/cm <sup>2</sup> 電熱面積：24.9m <sup>2</sup> 灯油消費量：142L/h	3	200	9.95	1台	1階	機械室	新設稼働後に撤去
BS 既2	蒸気ボイラ	型式：灯油焚貫流ボイラ 換算蒸発量：750kg/h 実際蒸発量：630kg/h 最高使用圧力：10kgf/cm <sup>2</sup> 電熱面積：6.8m <sup>2</sup> 灯油消費量：58L/h	3	200	KVA4.7	1台	1階	機械室	新設稼働後に撤去



凡例

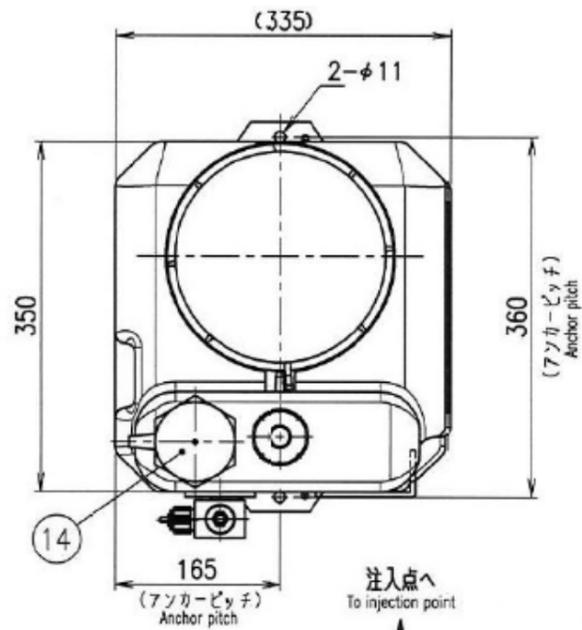
- 撤去を示す
- 撤去を示す
- 既設を示す



参考図  
(ボイラー)

亀山市

日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
		医療センター ボイラー改修工事	ボイラ仕様 (1)	A2 : 1/15	M-05



ポンプ概略仕様 (50/60Hz共通)  
PUMP SPECIFICATIONS (COMMON 50/60Hz)

※ ポンプの詳細仕様はポンプ図面を参照ください。  
※ For the detail specification of a pump, refer to the pump drawing.

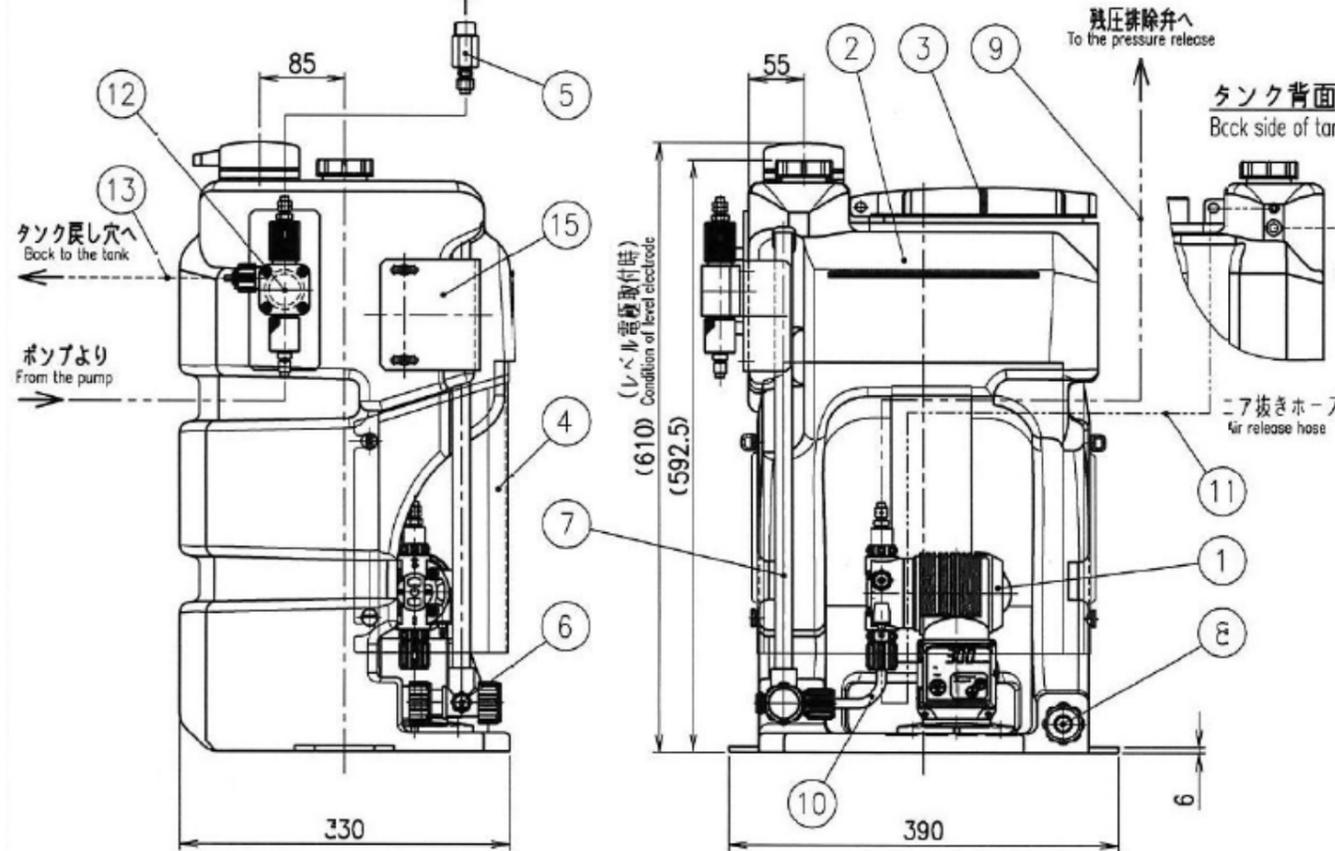
型式 Model	最大吐出量 Max. capacity		最高吐出圧力 Max. discharge pressure	吐出量調整 Capacity adjustment		接続口径 Joint size			平均消費電力 Ave. power consumption	電源 Power
	mL/min	LPH		ストローク数 Stroke speed	ストローク長 Stroke length	吐出側 Discharge side	吸込側 Suction side	エア抜き口 Air release		
BX-30-TL	28	1.68	1.5 MPa	1~300 strokes/min 1stroke単位で設定可 Step by 1 stroke	1 mm 有効範囲: 50~100% Effective adjustment range	φ4×φ6 PAチューブ PA tube	φ4×φ9 PVCホース PVC hose	φ4×φ6 PVCホース PVC hose	18 W	AC100~240V 単相 Single-phase

タンク仕様  
TANK SPECIFICATIONS

容量 Capacity	30 L
概算質量 Weight	空質量 Empty weight: 6 kg 運転質量 Max. weight: 36kg (比重1.0) Specific gravity 1.0
最大液比重 Max. specific gravity of liquid	1.3
周囲温度 Ambient air temperature	0~40℃

部品表  
PART LIST

部番 PART NO.	名称 NAME OF PART	材質 MATERIAL	個数 QTY	備考 NOTE
1	ポンプ Pump	BX-30-TL	1	
2	タンク本体 Tank	PE	1	容量 30L Capacity
3	投入口フタ Inlet lid	PE	1	
4	ポンプカバー Pump cover	PS	1	
5	サイホン止めチャッキ弁 Anti-siphon check valve	SUS304/特殊フッ素ゴム Special fluoro rubber	1	Oリングにはパーフロムを使用 Use PERFLUORO O-ring for O-ring
6	サクシオンバルブ Suction valve	PVC/EPDM	1	
7	液面計パイプ Level gauge pipe	PFA	1	
8	ドレンキャップ Drain cap	PVC/EPDM	1	
9	吐出側ホース Discharge side hose	PA	1	φ4×φ6
10	吸込側ホース Suction side hose	軟質PVC Soft PVC	1	φ4×φ9
11	エア抜きホース Air release hose	軟質PVC Soft PVC	1	φ4×φ6
12	残圧排除弁 Pressure release	PVC/EPDM	1	
13	残圧戻りホース Pressure release hose	軟質PVC Soft PVC	1	φ4×φ6
14	レベル電極 Level electrode	SUS304	1	PS-3S
15	液面計サポート Support for Level gauge	透明PVC Clear PVC	1	



レベル電極  
LEVEL ELECTRODE

L	360 mm (9L)
LL	475 mm (4L)



E1: 液面低予警報  
E2: 液面低停止  
E3: アース

参考図  
(薬注装置)

亀山市

日付	備考	工事名称	図面内容	縮尺	図面番号
		医療センター ボイラー改修工事	ボイラ仕様 (2)	A2: 1/5	M-06